

第11回 消費貸借契約ほか(信用供与型契約)

2016/11/18

松岡 久和

【消費貸借契約】(213-220頁)

1 消費貸借の意義・法的性質・社会的作用

- 定義(587条)：片務(利息付でも借主には債務がなく片務有償契約)・要物契約
- 貸貸借型契約との違い：所有権の移転・処分、使用の対価(利息)の有無－特約構成
- 味噌・種類などもあるが金銭を中心、金融業関連と消費者信用関連の特別規制有

2 消費貸借の成立要件

(1) 目的物：消費物

参考判例 大判昭4・2・21民集8巻69頁：有価証券の「貸借」

(2) 要物性：元本交付←沿革：貸主に貸す債務なし、借りていない物を返す債務なし

Case 11-01 XはYから400万円を借用した旨の強制執行認諾文言付公正証書を作成した。実際の貸付金はこの公正証書を作成した2か月半後にXの指示により、Xの債権者AにXの債務の弁済としてYから直接交付された。Xが弁済期になっても返済しないので、Yが公正証書によってXの財産に強制執行した。これに対し、Xは、自分は貸付金を受け取っていないし、右公正証書は金銭授受前に作られた事実に合致しない無効なもので執行力がない、として請求異議の訴えを起こした。

- 要物性の緩和

- ①現金以外の物の授受、②第三者に対する交付、③公正証書の効力、④抵当権の効力
判例 P192 (上述設例で有効性を確認)

(3) 「貸す義務」を認める方法

Case 11-02 YがXに貸すと約束したのに、融資を実行しない場合、XはYに対して何らかの請求ができるか。通常の利息付消費貸借の場合のほか、無利息消費貸借の場合、Xの資力に不安がある場合、Y自身が金に困っている場合などはどうか。

①消費貸借の予約(589条)

②諾成的消費貸借－無名契約

- 貸す債務の不履行

判例 最判昭48・3・16金法683号25頁 (借主が担保提供(先履行義務はない)をして貸付金の交付を求めたところそれを拒絶した貸主は債務不履行責任を負う。直接強制可能)

- 借りる側の担保提供がないとき

※利息付消費貸借契約自体を貸主の貸し続けておく債務(信用を授与し返還を請求しないという状態給付債務)と構成する双務有償契約構成の可能性も

- 元本授受前の借主の返還義務の有無

(4) 改正案(新587条の2)

- 書面(電磁的記録も可)による契約では貸す債務を肯定≠諾成的消費貸借契約
- 元本交付前の借主の任意解除権・貸主の損害賠償請求権
←原則として借りる義務・元本受領義務なし
- 元本交付前の当事者の破産による失効(589条を取り込み、同条を削除)
- 消費貸借の予約が書面でされていれば予約完結権行使で貸す義務が生じよう

3 消費貸借契約の効果

(1) 貸主の「担保責任」(590条)

- 利息付消費貸借の場合の貸主の無瑕疵物給付責任(1項)
- 無利息消費貸借の場合の借主の瑕疵物価額返還義務、悪意の貸主の担保責任(2項)

※金銭には「瑕疵」がないので本条の適用範囲は狭い
【現代的話題】レンダーライアビリティ論、過剰貸付の制限（貸金業法13条の2参照）
信義則上の履行請求権の縮減（潮見）

(2) 借主の債務

イ 元本返還債務

- ・同種同性質同量物の返還（587条義務）・価額償還の重い責任（592条・402条2項、419条）
- ・返還時期（591条） ①期限の定めがある場合 その時期

※137条や特約による期限の利益喪失の場合も含む

②期限の定めのない場合 返還催告から相当期間経過後

借主は隨時返還可能（これは①の場合にも妥当。利害調整は136条2項ただし書）

ロ 利息付消費貸借の場合の利息支払義務 詳細は民法第3部に譲る

- ・約定利率と法定利率（404条・商514条→新404条で民商一本化・3%からの緩やかな変動制）
- ・多重の高利制限 出資法+貸金業法+利息制限法

※いわゆるグレーゾーンは2006年改正で撤廃

ことば 生き残る日歩-109.5%、1.46倍という中途半端な数字の意味

- ・反制定法的判例法と貸金業法43条の反動、最高裁判例の再度の厳格化と43条廃止
- 【適用除外】コミットメント・ライン契約（特定融資枠契約）：契約類型と当事者の限定

(3) 改正案

イ 新590条

- ・1項を削除←新562条の追完義務の559条による準用で足りる
- ・無利息消費貸借の貸主の義務を新551条準用に。担保責任を引渡し義務等に修正
- ・借主の契約不適合物の価額返還義務を消費貸借一般に拡張

ロ 新591条

- ・期限の定めがある場合にも借主の随时返還可能を明示（2項）
- ・この場合の利害調整としての損害賠償義務を明示（3項）

※貸主は期限前に回収した金銭を他に貸し付けたり運用できるので当然に期限までの利息相当額の損害が生じるわけではない。

4 消費貸借契約の終了

【準消費貸借契約】(220-221頁)

1 意義（588条）

- ・売主等の信用付与（要物性の緩和）・債権管理の便；諾成契約

2 要件

- ・「消費貸借によらないで」消費物を給付する債務の存在、消費貸借への切替えの合意

判例 P193（消費貸借による債務も準消費貸借の目的とすることができる）⇒新588条に反映

P194（準消費貸借契約の成立を争う者が旧債務の不存在の立証責任を負う）

3 効果

- ・既存債務の消滅
- ・既存債務に関する諸効果（同時履行の抗弁権、詐害行為取消権、担保、消滅時効の起算点）の承継の有無は、契約当事者の意思及び債務の性質次第（通説、判例も？）

判例 P195（原債務は消滅し2年の短期消滅時効は適用されず、新債務が一般商事消滅時効に服す）

【割賦販売法】(221-225頁)

1 割賦販売の展開と根本的な問題点

- ・業者・消費者双方のメリット
- ・問題点：①「作られた欲望」・将来の収入の前倒し消費、②販売条件の難解さ
③苛酷な契約条件の押し付け

2 割賦販売法の目的と規制対象取引

(1) 立法目的（割賦1条）

(2) 規制対象取引

①単純な割賦販売（割販2条1項）

②ローン提携販売（割販2条2項）＝売買契約+消費貸借契約+提携契約（保証契約）

③包括信用購入斡旋（割販2条3項）＝売買契約+加盟店契約+立替払委託契約

※いずれも2号はリボルビング払い

④個別信用購入斡旋（割販2条4項）：クレジットカードを用いないもの

※2回払いまではいずれも法適用の対象外←信用付与より支払手段に近い

⑤前払式特定取引（割販2条6項）：積立式冠婚葬祭契約など

3 割賦販売に関する主要な規制（その他、営業許可制・営業保証金供託制等）

Case 11-03 Xは、Y社から美容器具甲（20万円）を購入し、Z信販のクレジットカードで10回の分割払いとした（年利10%、各回27639円の均等払い、口座引落し）。

①8日以内に購入をやめるとYに通知したときXは、口座の引落しを止められるか。

②2か月目に甲が欠陥商品であることがわかった場合、Xは売買契約を解除して、口座の引落しを止められるか。

③2か月目に甲が欠陥商品であることがわかった場合、Xは売買契約を解除して、すでに引き落とされた55278円の返金をZに求めることができるか。

(1) 取引条件の開示規制

・重要な取引条件の開示・書面交付義務（割販3・4条）

(2) 契約成立の規制

・クーリング・オフ制度（割販35条の3の10-12）

(3) 契約内容の規制

①損害賠償額等の制限（割販6条）

②業者側の解除・期限の利益喪失の制限（割販5条）

③抗弁権の接続（割販30条の4・5-1984年改正、29条の4-1999年改正、35条の3の19-2008年改正）

※民法の原則からは難。抗弁権が対抗できても立替金の返還請求は原則不可

・抗弁権接続の法理は立法による例外か（創設規定説）、当然の事理か（確認規定説）

判例 最判平2・2・20判時1354号76頁（1984年改正法適用以前の売買契約解除の例）

→①販売店と金融機関の一体性、②両契約の相互依存関係、③販売店・信販会社の圧倒的利益享受、④倒産等による商品不提供の危険、⑤締約手続の杜撰さ

・与信契約自体の取消し（不実告知等を理由とする）や申込みの撤回等が主張できる場合には立替金の返還請求も可能（割賦35条の3の12-16）

【ファイナンス・リース】（231頁コラム⑦）

1 ファイナンス・リース契約の意義と機能

・サプライヤー・レッサー（=リース業者）間の売買契約+レッサー・レッシー（=ユーザー）間の賃貸借契約

一時的な多額の取得費用を要せず、リース料として均等毎月払

・目的物をレッサーが自由に選択

・かつての税務上のメリット：リース料の損金算入>購入経費の減価償却

・リース料総額=物の取得費用+金利+税+諸費用

・中途解約禁止、レッサーの保守管理義務なし

2 問題点

・レッサーの保護が弱い（抗弁権切断、中途解約禁止、高額の損害賠償の予定、危険の負担）